

大阪府公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和5年2月21日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和5年2月24日

大阪府公安委員会

委員長 梅宮 典子

申請者（製造業者）の 氏名又は名称及び住所	遊技機 の種類	遊技機 の区分	型式名	検定番号
株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 愛知県北名古屋市沖村西ノ川 1番地	ぱちんこ 遊技機	規則第6 条第1号	P真・一騎当 千2D	210364
株式会社オズ 代表取締役 國吉 修 沖縄県宜野湾市長田一丁目 19番10-302号玉善ビル	回胴式遊 技機	規則第6 条第2号	SOZ1-A A-30	2S1541
株式会社オリンピア 代表取締役 兼次 民喜 東京都台東区東上野一丁目 16番1号			L主役は銭形 4L1	2S1590